

経済建設委員会会議録

平成21年9月24日(木)

(開会) 9:59

(閉会) 11:14

案 件

- 議案第101号 飯塚市市民広場条例の一部を改正する条例
- 議案第104号 字の区域の変更
- 議案第107号 市道路線の廃止
- 議案第108号 市道路線の認定
- 議案第110号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(1工区)工事)
- 議案第111号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(2工区)工事)
- 議案第112号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(3工区)工事)
- 議案第113号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(4工区)工事)
- 議案第114号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(5工区)工事)
- 認定第15号 平成20年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
- 認定第16号 平成20年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定
- 認定第17号 平成20年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
- 請願第11号 高齢者用高層住宅建設企画調査についての請願
(飯塚本町火災跡地の再開発について)

【報告事項】

- ・市道上における車両損傷事故の報告について 【土木管理課】
- ・公用車による物損事故の報告について 【土木管理課】
- ・飯塚市都市計画マスタープランの策定に関する経過報告について 【都市計画課】
- ・場外発売場設置に関する行政協定について 【事業管理課】
- ・玖珠町場外発売場設置の概要について 【事業管理課】
- ・岩崎浄水膜処理施設における損害賠償等請求住民訴訟事件に係る裁判
(第1回控訴審)についての概要報告 【上下水道局総務課】
- ・工事請負契約について 【上下水道局総務課】
- ・平成21年7月24日からの豪雨による災害状況について 【総務課】

委員長

ただ今から、経済建設委員会を開会いたします。議案第101号「飯塚市市民広場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

都市計画課長補佐

議案第101号飯塚市市民広場条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書の6ページをお願いいたします。本案は国交省による遠賀川、床上浸水対策特別事業の実施により従前より当課が管理しておりました遠賀川河川敷敷きにおける市民広場の拡充が行われ穂波川左岸、徳前大橋上流から遠賀川左岸、旧伊藤伝右衛門邸の付近までの整備がされたことにより管理する位置に追加変更が生じたため提出するものであります。以上簡単ですが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します質疑はありませんか。

人見委員

この広場の拡充に関してですけれども、水江の交差点下、伝衛門邸の前の駐車場敷きからずっとサイクリングロードみたいな道路がずっとできて、そして建花寺川をわたって片島の方に行きますわね、で、いよいよ片島に入って、あいタウンに芳雄橋の下に入るまでの間、あの状態で整備されてるとは思えないと思うんですけども、以後どのような計画があるのかお示しをお願いしたいと思います。

都市計画課長補佐

その分はですね、国交省の工事でまだ今年度残っております。今年度10月以降からの工事で、今、概整という形になってますけれども、10月以降で完成する形になります。

人見委員

10月以降本年度いっぱい完成ということでもいいですか。

都市計画課長補佐

そのとおりでございます。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第101号飯塚市市民広場条例の一部を改正する条例について」原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第104号字の区域の変更」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

額田支所経済建設課長

13ページをお願いします。「議案第104号字の区域の変更について」補足説明を行います。提案理由であります。鹿毛馬地区におきまして平成14年度より県営ほ場整備事業を実施してまいりましたが、今回、換地処分に伴い字界の変更が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。字の区域の変更番地につきましては13ページから14ページに、位置図につきましては15ページに、字の区域図につきましては16ページより19ページに記載しております。なお、17ページ、19ページの変更場所につきましては、第2換地工区は県営河川鹿毛馬川沿いにありますが、その右岸側であります。第3換地工区は準用河川小峠川沿いにありますが、その左岸側であります。

以上、簡単であります。説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第104号字の区域の変更について」原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第107号市道路線の廃止」および「議案第108号市道路線の認定」以上2件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

土木管理課長

議案書28ページをお願い致します。「議案第107号、市道路線の廃止」について説明致します。道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するため、議会の議決をお願いするものでございます。今回廃止する路線は、3路線、延長366.5mでございます。明細表左端に記載しております番号1番から3番の路線が県営住宅(中央団地)立替えに伴い今回廃止の予定となっております。なお、路線箇所は29ページに記載しております。以上、簡単ですが説明を終わります。

続きまして、議案書30ページをお願い致します。「議案第108号、市道路線の認定」について説明致します。道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するため、議会の議決をお願いするものでございます。今回認定する路線は、開発等に伴う新規認定で9路線、延長737.6mでございます。明細書の左端に記載しております番号3番の路線が、寄付採納に伴う認定、5番から9番の路線が団地内道路の認定、1番、2番及び4番の路線が、開発に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は、31ページから36ページに記載しております。以上、簡単ですが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑許します、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します討論ありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第107号市道路線の廃止」について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めますよって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議題中、「議案第108号市道路線の認定」について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第110号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(1工区)工事)」、「議案第111号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(2工区)工事)」、「議案第112号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(3工区)工事)」、「議案第113号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(4工区)工事)」、「議案第114号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(5工区)工事)」および「議案第114号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(5工区)工事)」以上5件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

契約課長

議案第110号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(1工区)工事)から議案第114号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(5工区)工事)までの5件については、関連がございますので、一括して補足説明をいたします。

追加議案書の1ページをお願いいたします。工事請負契約を変更する契約の締結につきましては、1工区から5工区までの全ての工区におきまして、工事内容の一部変更に伴い契約金額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、本案を提出するものであります。

議案第110号の鯉田工業団地造成(1工区)工事につきましては、原契約金額4億3,101万8,700円に3,864万7,350円を増額し、契約金額を4億6,966万6,050円とするものでございます。2ページの工事請負変更議案資料をお願いいたします。

1の工事名から4の請負人までにつきましては、省略をさせていただきます。5の変更概要につきまして、ご説明をいたします。契約金額の変更といたしましては、工事内容の一部変更に伴い3,864万7,350円の増額となっております。また、工事内容の変更等につきま

しては、切土部浅層地盤改良施工機械の変更、調整池内部の法面保護工の増嵩及びコンクリート取壊し工の増嵩となっております。次に3ページには造成計画平面図に、今回の変更部分である「新たな軟弱地盤区域」、「地盤改良区域の減」、「調整池法面保護」、「コンクリート取壊し工」及び「ボーリング位置」を図示いたしました、変更箇所図を添付いたしております。次に4ページをお願いいたします。議案第111号の鯉田工業団地造成(2工区)工事につきましては、原契約金額3億3,361万200円に5,594万4,000円を増額し、契約金額を3億8,955万4,200円とするものでございます。5ページをお願いいたします。5の変更概要につきましては、契約金額の変更といたしまして5,594万4,000円を増額するものでございます。また、工事内容の変更等につきましては、宅盤部中層改良面積の変更、切土部浅層地盤改良施工機械の変更、コンクリート取壊し工の増嵩及び伐採処分量の増嵩となっております。

次に6ページをお願いいたします。議案第112号の鯉田工業団地造成(3工区)工事につきましては、原契約金額2億6,441万3,100円に1,391万9,850円を増額し、契約金額を2億7,833万2,950円とするものでございます。7ページをお願いいたします。5の変更概要につきましては、契約金額の変更といたしまして1,391万9,850円を増額するものでございます。また、工事内容の変更等につきましては、切土部浅層地盤改良施工機械の変更、コンクリート取壊し工の増嵩及び伐採処分量の増嵩となっております。

次に8ページをお願いいたします。議案第113号の鯉田工業団地造成(4工区)工事につきましては、原契約金額2億5,529万7,000円に745万8,150円を増額し、契約金額を2億6,275万5,150円とするものでございます。9ページをお願いいたします。5の変更概要につきましては、契約金額の変更といたしまして745万8,150円を増額するものでございます。また、工事内容の変更等につきましては、コンクリート取壊し工の変更及び伐採処分量の増嵩となっております。

次に10ページをお願いいたします。議案第114号の鯉田工業団地造成(5工区)工事につきましては、原契約金額2億5,780万1,250円に3,213万9,450円を増額し、契約金額を2億8,994万700円とするものでございます。11ページをお願いいたします。5の変更概要につきましては、契約金額の変更といたしまして3,213万9,450円を増額するものでございます。また、工事内容の変更等につきましては、宅盤部中層改良面積の変更、切土部浅層地盤改良施工機械の変更、コンクリート取壊し工の変更及び伐採処分量の増嵩となっております。以上簡単でございますが、議案第110号、議案第111号、議案第112号、議案第113号及び議案第114号の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

まずこの工事請負契約のうち執行済額、あらためて教えていただけますか。

土木建設課長

執行済額でございますが、工区毎で1工区1608万円2工区2441万2千円3工区1392万円4工区745万8千円5工区1372万8千円でございます。

江口委員

契約担当課にお伺いいたします。契約担当課としてですねこのような工事請負変更契約についてはどのように判断してるのかお聞かせください。

契約課長

先の本会議の場でも答弁として申し上げましたけれども、本来変更契約、設計変更というのはその変更設計額が確定したときに、速やかにと、というようなことを言われておるところでございますけれども、今回の場合、そういった変更設計金額と申しますかそういったものを計上

する上で、計算する上で、新たな軟弱地盤等々の問題等が出てきたことから、今回の変更契約の議案となっております。そういったことから、好ましいことではないとは思いますが、最終的に9月議会に至ったということのことを考え変えますれば、9月議会上程ということで、私どもは判断しておるところでございます。

江口委員

契約担当課として、この契約の変更必要であるという情報をお聞きしたのはいつごろになりますか。

契約課長

実際には変更をするということで、5部長会議が7月2日、それから、7月17日に行われておりますけれども。契約課の方に実際にそういう変更が生じてくるということ部長の方から確認をいたしたところでございます。それから、その後、先の本会議の場でも申しましたけれども私どもとしましては、先ほど申しましたように契約課としては、この変更を契約議案については大丈夫との認識を持っておりまして、再度確認のために顧問弁護士に確認をしたところでございます。

江口委員

契約のですね工事仕様の中にも機械の変更そして伐採量の増嵩等が出ております。この分については契約書の中に謳われていると思うわけです。バックホウは契約書に謳っているといわれていましたよね、さきの委員会でお話ございました。こういった分の変更については契約変更をしなくてはならない、先にやらなくてはならないのかどうか、その点についても大丈夫という判断でしょうか。

都市建設部長

機種の変更が今回生じておりますけれどもその中で工事進捗をしていく中でですね。一方では減嵩もですね、可能性があるというふうなことの見込みの中で指示をしてきております。そういうふうな状況の中で、結果としては増嵩金額になったというふうなことでございまして、そういうことで御理解を頂きましたと思います。

江口委員

私が聞いているのはそういうことではなくて、契約の中で、契約としたこれとこれとこれとこれをやってくれ、その中でこういうものを使うという指定をしてるわけですねそれを変えているわけです。そのことについて契約変更はせずとも機種の変更をやってよいという判断をなされているのかどうか、契約担当課としてお答えください。

契約課長

土木工事にかかる設計の変更等々は本来設計する上では、変更がないようにするわけでございますけれども、当初設計をするわけでございますけれども、建設工事等々においては小なり小なりそういった部分において変更が生ずる場合がございます。国においては、国土交通省でございますけれども、この取り扱いにつきましては設計変更に伴う契約変更の取り扱いについてという昭和62年6月29日建設省、これらの官房長から各地方の建設局長あての通知がございまして、その中で、土木工事にかかわる設計変更の手續において、設計変更はその本を必要が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認した上、文書により主任監督員を通じて行うものとしてされております。その変更見込みが請負代金額の20%または4千万円を超える場合には契約担当官等の承認を受けるものとなっております。こういうことから20%または4千万円以内の変更であれば、担当部長において判断することは私どもとしましては適当である。判断をいたしておりますし、工事担当課において、そういった対応がなされたものであるというふうに理解をしております。

江口委員

とすれば、そのような必要な手續を確認した上でなされているという理解でよろしいですか。

契約課長

契約課においては実際にそういった変更の実際変更すべきであるということについてお話を聞いたのが、先ほど言いました、5部長会議後でございます。ただ、こういった機械の変更等についての事前の協議というところの部分については、契約課においてはなされていないところが本当のところでございます。

江口委員

この件について先の委員会でぜひ調査をしていって、改めて調査をしていただけるようお願いをしておりました。それについて何らかの調査をされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:23

再開 10:24

委員会を再開いたします。

江口委員

さきの委員会において改めてこの問題について法的な問題がないのか、契約規則等々も含めて全般にわたってきちんと精査をして、必要なものがあれば対処をしていただきたいとお話をしておりました。その点について何らかの調査なり対処なりがなされたのかどうか、お聞かせ下さい。

契約課長

これにつきましては事実確認と申しますか、そういった実際工事を行う上での、工事施工する上での内容、そういったものを、最終的にはそれからこういった法的に関わるものについて、私どもとして、契約課といたしましては変更契約が締結できるものという認識のもとでやっておりまして、再度、念のためと申しますか、そういった確認をとる意味で顧問弁護士の方にも法的に問題ないかというところで確認をしたところでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

芳野委員

一言だけお尋ねします。新しい軟弱地盤ができてギロの量がふえたとか、機械を変えたとかいうのはわかるんですけども伐採量がね、目に見えてわかる、調査すれば分る伐採の量が変わったということについて、調査した会社についてどういうふうに思われますか。

土木建設課長

伐採の量につきましては当初設計の段階である程度調査をするわけでございますが、木を1本1本図るといふようなことではございません。ある程度の目安の中で大きさとか密集度とか、そういうものを見た中で福岡県の土木部発行の一般歩掛等の割合に乗じて量を出したわけでございます。それから実際に、施工を行い、マニフェスト等で確認し、量がふえたというところでございます。

芳野委員

止むなしというような考え方みたいですが、どれぐらい量が増えたというのはあれでしょうけどもね、実際その最初の調査の時点で民間だったら一本一本数えますよ。もし減ってたら、これどうなるんですか、数が減ってたら。

土木建設課長

量が減っておれば当然減嵩の対象でございます。

芳野委員

あんまり言いたくないんですがね、お役所仕事だと思っんですよ。やっぱりね、調査したと

ころがおかしいですよだからこれはね、今からどうのこうのありませんけども、今後そういうことのないように厳しく指摘をするべきですよ。それだけ申し上げておわります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

江口委員

議案第110号から議案第114号に関しましては賛成であります。一言申し添えておきます。先ほど問題がない、あるかないか、そしてまたそれに対する調査ないし対処についてお聞きいたしました私自身は、その調査が本当に十分になされたものなのかという点について疑念に思っております。そしてまた、対処についてなんですが契約課長はこのような契約体系が好ましくないというお話はされました。そうするならば、今後、このようなことがないようにという部分をきちんと全庁に対して発信をしないと。また好ましくはないけれど合法だからというふうな形で出かねません。ある意味このようなケースはやろうと思えばいくらでもやれるわけですよ。やっていますから、契約変更してください。部長がドンドンやってしまいました。持ってこられる方は大変ですよ、そういったことがないようにきちんとした対処をしていかななくてはなりません。そしてまた、本当にそれがですね、そのような事実関係だったのかどうかそしてまた本当に抜けているところがないか、改めて確認をした上で必要な部分、必要なものがあるのであれば、それをきちんとやっていただくようお願いを申し上げまして討論を終わらせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(ほかに討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第110号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(1工区)工事)」について、原案どおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中、「議案第111号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(2工区)工事)」について、原案どおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中、「議案第112号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(3工区)工事)」について、原案どおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中、「議案第113号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(4工区)工事)」について、原案どおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中、「議案第114号 変更契約の締結(鯉田工業団地造成(5工区)工事)」について、原案どおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって本案は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第15号 平成20年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第16号 平成20年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」および「認定第17号 平成20年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」以上3件を一括議題といたします。執行部に

補足説明を求めます。

上下水道部次長

認定第15号「平成20年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」、16号「平成20年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」及び17号「平成20年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」について一括補足説明を致します。まず「平成20年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」につきましては、別冊になっております「決算書」の1ページをお願いします。

決算報告書の「収益的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は20億3千7百98万9千6百22円となりまして、予算に対し5千2百96万4千3百78円の減収となっております。これにつきましては、給水収益及び受託工事収益の減収であります。主な要因といたしましては、節水意識の定着等による給水収益の減少及び受託工事の減少によるものです。また、支出の決算額は20億5百26万9千2百14円となりまして1億3百17万7千7百86円の不用額が生じております。これにつきましては、「原水及び浄水費」の委託料、修繕費、動力費及び薬品費の減少、「配水及び給水費」の委託料、修繕費、工事請負費の減少並びに「受託工事費」の工事請負費の減少によるものです。主な要因といたしましては、委託料の緊急修繕の減少、修繕費の減少、及び受託工事の減少によるものであります。

次に、2ページの「資本的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は1億7千4百60万9百90円となりまして、予算に対し4千5百35万8千10円の減収となっております。これにつきましては、企業債、出資金及び負担金の減収によるものです。主な要因といたしましては、起債対象工事の入札残等によりその財源としております「企業債及び出資金等」が減収となったものであります。また、資本的支出の決算額は13億1千4百19万2千63円となりまして、不用額は、1億2千17万9百37円となっております。これは、各事業の工事請負費の減少によるものであります。主な要因は、入札残等により減少したものであります。

次に3ページをお願いします。損益計算書でございますが、決算の結果4ページの下から3段目に記載しておりますとおり1千2百25万2千3百40円の当年度純利益となっております。また、前年度からの繰越利益剰余金を加算しますと当年度未処分利益剰余金は1億2千2百31万7千3百19円となっております。以上が決算の概要でございますが、15ページから41ページにかけて決算付属書を添付いたしております。また、決算書とは別に「決算収支総括表」などの決算資料を提出しておりますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、認定第16号「平成20年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定について」補足説明を致します。決算書の42ページをお願いいたします。

決算報告書の「収益的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は1千7百40万7千3百42円となりまして、予算に対し5万6千6百58円の減収となっております。また、支出の決算額は3千4百22万2千4百22円となりまして、192万4千5百78円の不用額が生じております。

43ページをお願いします。「資本的収入及び支出」でございますが、支出の決算額は2百25万3千8百65円となりまして23万6千35円の不用額が生じております。

次に44ページの損益計算書でございますが、決算の結果45ページの下から3段目に記載しておりますとおり、1千6百87万9千2百80円の当年度純損失となっております。また、前年度からの繰越欠損金を加算した当年度未処理欠損金は1億3千9百83万5千7百82円となっております。

以上が、決算の概要でございますが、51ページから59ページにかけて決算付属書を添付いたしております。また、決算書とは別に「決算資料」を提出しておりますので、ご審議のほどをよろしくお願い致します。

続きまして、認定第17号「平成20年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定について」補足説明を致します。決算書の60ページをお願いいたします。決算報告書の「収益的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は13億2千7百65万2千54円となりまして、予算に対し5百7万6千54円の増収となっております。これは、主に下水道使用料等の増収であります。主な

要因といたしましては、庄司の自衛隊の使用開始による使用料の増収によるものであります。また、支出の決算額は11億7千32万8千7百25円となりまして3千9百45万9千2百75円の不用額が生じております。これは、管渠費の工事請負費の減少、処理場費の修繕費の減少であります。主な要因といたしましては工事費等及び機器修繕の減少によるものであります。

61ページをお願いします。「資本的収入及び支出」でございますが、収入の決算額は20億2千4百50万6千4百46円となりまして、予算に対し3億1千9百81万4千5百54円の減収となっております。これは、企業債と国庫補助金の減によるものです。主な要因といたしましては県の事業であります流域下水道事業の工事の先送りによりその財源としております「企業債及び国庫補助金」が減収となったものであります。また、資本的支出の決算額は26億1千3百73万8千8百6円となりまして、翌年度繰越額1億8千8百60万円を差し引いた不用額は、1億4千10万5千94円となっております。これは、収入の中でも申しましたように流域下水道費の減少で主な要因といたしましては、県の事業であります流域下水道事業の先送りによる不要額であります。

次に、62ページの損益計算書でございますが、決算の結果63ページの下から3段目に記載しておりますとおり1億2千3百12万4千3百5円の当年度純利益となっております。以上が、決算の概要でございますが、71ページから94ページにかけて決算付属書を添付いたしております。また、決算書とは別に「決算資料」を提出しておりますので、ご審議のほどをよろしくお願い致します。以上、簡単ですが認定第15号、16号及び17号について補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、資料請求があればお受けいたしたいと思っております。資料要求はありますか。

(資料要求なし)

おはかりいたします。本案3件は慎重を期して閉会中に審査するというので、いずれも継続審査にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案3件はいずれも継続審査とすることに決定いたしました。次に、「請願第11号 高齢者用高層住宅建設企画調査についての請願(飯塚本町火災跡地の再開発について)」を議題といたします。

おはかりいたします。本件については閉会中の委員会において、紹介議員から補足説明を受けた後に審査を行うということで、継続審査にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:40

再開 10:49

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の8件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。はじめに、「市道上における車両損傷事故の報告について」および、「公用車による物損事故の報告について」以上2件の報告を求めます。

土木管理課長

市道上における車両損傷事故について御報告申し上げます。本件事故は平成21年8月

28日(金)午後12時00分頃、飯塚市横田(市道 菰田・幸袋1号線)において、相手方車両が私用のため市道の菰田・幸袋1号線を横田から川津方面へ走行中、大森橋を渡るうとしたところ市道と橋梁の境界の一部が損壊により突出していたため、通り過ぎる際に車両底部と激しく接触し、車両の操作系統やエンジン系統の部品を損傷させたものであります。この事故に係る損害賠償につきましては、現在相手方と協議をしております。

次に、公用車による物損事故の報告について御報告申し上げます。本件事故は平成21年8月5日(水)14時25分頃、飯塚市大日寺(市道 大日寺・吉原町線)において、当課職員の運転する公用車(ダンプ)が、作業現場に到着した後、作業工程上、大日寺・吉原町線からバックで森ノ元・御手水線へ進入しようとしたところ、反対車線から来た相手車両が右折してきたため、バックしていた公用車と接触したものであります。この事故に係る損害賠償につきましては、現在相手方と協議をしております。日頃よりバックする際には誘導員を必ず付けるよう指導をしておりますが、今後さらに強く指導を行ってまいります。

委員長

報告が終わりましたので質疑許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に飯塚市都市計画マスタープランの策定に関する経過報告についての報告を求めます。

都市計画課長補佐

飯塚市都市計画マスタープランの策定に関する経過報告について説明させていただきます。

飯塚市都市計画マスタープランは、第1次飯塚市総合計画、昨年度策定いたしました飯塚市国土利用計画に基づき、市民懇話会、アンケート調査等による市民意向調査を踏まえて、本市の将来あるべき姿を長期構想として策定するものであります。

マスタープランの構成といたしましては、全市的な目標や分野別の方針を示していく全体構想、地域別のまちづくりの方針を示していく地域別構想、これらの構想を実現化するために必要な手法や仕組みを示した実現化方策にて構成しております。策定組織体制といたしましては、調査審議していただきます組織といたしまして、飯塚市都市計画審議会の専門委員会である飯塚市都市計画基本方針策定委員会を編成しております。この策定委員会にて審議していただく審議案を策定するために、庁内検討体制としまして、所属長にて構成する調整会議、担当係長等にて構成する作業部会により、関係部署との連絡調整を行っております。これまでの審議経過といたしましては、平成20年11月25日に第1回策定委員会、平成21年3月26日に第2回策定委員会を開催し、全体構想について審議していただいております。また、平成21年9月1日には第3回策定委員会を開催し、地域別構想の審議をしていただいているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、事務局の案ではありますが、平成21年10月2日に第4回策定委員会、平成21年11月に第5回策定委員会を開催し骨子案を策定する予定であります。この骨子案につきまして、地域別の住民説明会、パブリックコメントにより意見集約を行ないまして、平成22年3月に第6回策定委員会を開催し素案策定、都市計画審議会に報告を行い、平成22年6月を予定しておりますが、市議会へ策定の報告をさせていただく予定にしております。以上で、飯塚市都市計画マスタープランの策定に関する経過報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「場外発売場設置に関する行政協定について」および「玖珠町場外発売場設置の概要について」以上2件の報告を求めます。

事業管理課長

報告事項についてご報告いたします。1点目の場外発売場設置に関する行政協定につきましては、すでにご存知かと思いますが、南九州市において場外発売場の設置についての協議を進めています。このたび、施設設置予定箇所の地元住民、行政、議会において設置に対してのご理解を得ることが出来ましたので、場外発売場設置に係る行政協定を南九州市と本市との間で、平成21年10月9日(金)に締結する運びとなりましたのでご報告いたします。

この行政協定書案でございますが、その内容につきましては、お手元に配布しています資料1の行政協定書(案)のとおりですが、その要旨を説明いたします。場外発売業務を行うための関係法令及び関係機関との協議事項の遵守及び交通安全対策、環境保全対策、防犯対策、青少年対策の万全の措置、地元優先雇用、地元業者優先使用、環境整備協力金の交付並びに周辺地域との調和・共存を図るための諸問題を解決するための協議機関として委員会を設け、定期的な協議を行うことなどを協定することとしております。この行政協定の締結につきましては、経済産業大臣の許可申請に必要な事項ではありませんが、本市の場外発売場設置を行ううえでの基本的な姿勢は、地元自治体との合意のもとに進めることとしておりますので、今回、設置に対してのご理解をいただいたということで、非常に意義深く、また、設置に向け大きな前進になると思っています。今後のスケジュールでございますが、10月に許可申請書の提出、来年早々の着工、年度内の委託契約等の締結を経て、来年度当初のオープンを目指したいと考えています。

2点目の玖珠町場外発売場設置の件でございますが、本件につきましては、9月11日の読売新聞に掲載されましたので、ご存知かと思いますが、資料の3をお願いします。大分自動車道玖珠インターより国道387号線を20分ほど下り、国道210号線との合流箇所にあり、玖珠町のほぼ中央に位置しています。現在はパチンコ店として営業されています。コンサルから紹介を受け、現地調査を含めリサーチしたところであり、玖珠町の人口は約1万8千人でございますが、日田市中津市、小国町等の周辺地域からの集客が見込め、立地条件は申し分のない場所と判断しましたので、7月16日に玖珠町役場へご挨拶と説明に伺ったところです。この物件につきましては、地元のマスコミが大きく取り上げましたが、一番重要な地元住民への説明会等も開始しておりません。緒についたばかりで、まだ発表する段階にありませんが、今後、設置に向け地元住民と協議を重ね、ご理解を得る努力をして参りたいと考えています。以上簡単ですが、報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「岩崎浄水場膜処理施設における損害賠償等請求住民訴訟事件に係る裁判(第1回控訴審)についての概要報告」の報告を求めます。

上下水道部次長

岩崎浄水場膜処理施設における損害賠償等請求住民訴訟事件に係る裁判について、9月3日に福岡高等裁判所において、第1回控訴審が開かれましたので、その概要を報告いたします。

控訴理由といたしまして、原告側につきましては補助参加人辻文雄氏の責任を認定しなかったこと。損害額の認定に誤りがあること。などについて判決は変更しなければならない。補助参加人松延隆俊氏、縄手清春氏、前澤工業の控訴理由としては、原判決は明らかに事実に反するので速やかに取り消されるべきである。また、補助参加人辻文雄氏においては、原告の控訴は理由がなく棄却されるべきである。とそれぞれ主張をされています。本市の控訴審における基本的な姿勢につきましては、本件事件の早期解決に向け、補助参加人らにおいて十分な訴訟活動の機会を与えることとしております。また、裁判官より双方へ和解の可能性について打診がありましたが、原告側弁護士、補助参加人弁護士の意見として、和解についてはそれ

ぞれの前提条件があり、困難であるとの意見でありました。なお、7月24日付けで前澤工業より損害賠償金に相当する28,350,000円及び8月31日までの遅延損害金に相当する6,268,068円を弁済提供する旨の申し出がありました。しかしながら、この弁済提供は控訴審で損害額の確定により、支払いについて過払いが生じた場合には、返還請求を行うとのことでありましたので、本市回答といたしましては、留保付きの支払いの提供は債務の本旨に従ったものとは言い難く、弁済の提供に該当しないものと判断し、申し出に従った形式での金員の受領は困難との回答をいたしております。そのため、8月31日に供託者前澤工業(株)、被供託者飯塚市で福岡法務局飯塚支局に34,513,212円の供託がされております。今後の予定につきましては、10月21日(水)午前10時より弁論準備手続きが行われる予定です。以上簡単ですが、岩崎浄水場膜処理施設における損害賠償等請求住民訴訟事件に係る裁判の概要報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

上下水道局次長

上下水道局から、工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております資料により報告いたします。今回報告いたします工事は、「幸袋第三汚水幹線管渠布設工事」他6件の工事であります。資料1ページから6ページの工事につきましては、条件付き一般競争入札で実施しております。資料7ページの工事につきましては指名競争入札で実施しております。入札執行状況につきましては、条件付一般競争入札では、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき要件等を付して入札を行い、指名競争入札では、業者選考委員会において、建設工事 指名競争 入札参加者 指名基準によりまして、その有資格者の中から、当該工事に対する適応性等を考慮し、手持ち工事のない業者を選考の上指名いたしております。

資料1ページの、「幸袋第三汚水幹線管渠布設工事」は、土木1ランク工事でございます。7月13日に条件付一般競争入札を行い、その結果は、予定価格7千2百31万350円に對しまして、落札額5千9百97万4千950円、落札率82.94%で「株式会社 川端組」が落札いたしました。

次に、資料2ページの、「片島ポンプ場雨水滞水池新設(土木)工事」は、土木1ランク工事でございます。7月13日に条件付一般競争入札を行い、その結果は、予定価格7千74万600円に對しまして、落札額5千8百60万7千850円、落札率82.84%で「株式会社 松尾組」が落札いたしました。

次に、資料3ページの、「目尾地区汚水管渠布設(6工区)工事」は、土木1ランク工事でございます。7月21日に条件付一般競争入札を行い、その結果は予定価格9千9百56万6千250円に對しまして、落札額8千2百60万7千700円、落札率82.96%で「株式会社 小山(おやま)産業」が落札いたしました。

次に、資料4ページの、「勢田配水池築造工事」は、土木工事でございます。7月21日に条件付一般競争入札を行い、その結果は、予定価格1億2百8万6千250円に對しまして、落札額8千9百56万5千円、落札率87.73%で「株式会社 竹中土木」が落札いたしました。

次に、資料5ページの、「殿浦ポンプ場改築(機械)工事」は、機械器具設置工事でございます。8月3日に条件付一般競争入札を行い、その結果は、予定価格1億4百50万1千250円に對しまして、落札額8千7百33万9千円、落札率83.57%で「株式会社 ミゾタ」が落札いたしました。

次に、資料6ページの、「終末処理場汚泥処理設備改築(機械)工事」は、機械器具設置工

事でございます。8月3日に条件付一般競争入札を行い、その結果は、予定価格6千37万3千950円に対しまして、落札額5千14万8千650円、落札率84.71%で「協和機電(きでん)工業 株式会社」が落札いたしました。

次に、資料7ページの、「勢田ポンプ場新設(電気)工事」は、電気工事でございます。7月13日に指名競争入札を行い、その結果は、予定価格6千5百51万550円に対しまして、落札額5千5百68万3千600円、落札率84.99%で「株式会社 幸袋テクノ」が落札いたしました。以上、工事請負契約の報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「平成21年7月24日からの豪雨による災害状況について」の報告を求めます。

総務課長補佐

「平成21年7月中国・九州北部豪雨」による災害状況についてその概要を報告いたします。

7月19日から26日にかけて、西日本で梅雨前線の活動が活発になり、九州北部を中心に大雨となり、本市では24日0時から26日24時までの雨量が568ミリ、最大1時間降水量101ミリを記録しました。本市では7月24日19時18分に災害対策本部を設置し、以後体制を初動から応急、さらに復旧体制へと移行し、支援策15項目の実施のため本庁及び各支所に総合相談窓口を設置し、8月7日まで窓口を継続しました。本庁窓口には「災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、センターを運営する社会福祉協議会もゴミだし等の受付窓口を併設しました。また、避難所におきましては、昨年締結した「災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定」に基づき、協力企業から食料、飲料等の支援を受けています。なお、被災直後の7月26日に福岡県から災害救助法の適用通知を受け、また、8月28日に政令により激甚法による激甚災害の指定を受けています。今後は、同法に基づく被災施設の効率的かつ効果的な復旧事業を行っていくとともに、これらの支援策を軸に被災されました市民の皆様がすみやかな復興に向け、可能な限り努力することとしております。つづきまして、提出いたしております資料について概要を説明させていただきます。

1ページは被害状況一覧表ですが、死亡1名、全壊2棟、一部損壊5棟、床上浸水483世帯、床下浸水902世帯など多数の被害がでており、被害総額は約56億円となっております。

2ページから3ページは浸水被害数を自治会ごとにまとめたものでございます。

4ページは避難者の状況を避難所ごとにまとめたものですが、8月4日庄内ハーモニーから最後の退去者をもって終了しております。

5ページから6ページには今回の大雨における行動記録、7ページは降水量及び水位について記載しております。

8ページは市の支援策15項目の概要を記載し、9ページはその執行状況を9月4日現在で記載しております。

10ページは各排水機場におけるポンプの運転状況でございます。

11ページは災害ゴミ、消毒、し尿処理状況を記載しております。

12ページは災害ボランティア、企業ボランティアの参加数及び災害時生活必需物資等供給状況について調べたものでございます。

13ページは災害義援金・義援品等調べでございます。

14ページは総合相談窓口における受付集計表でございます。

15ページは保険福祉関係についての災害支援策受付状況でございます。

以上で報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

江口委員

1件だけ聞かせてください。本当に水害への対応お疲れさまでした。今回もですね、一般質問を聞いておりましたもいろんな御意見等々が出ておりますその中で今回のやったことについて、ある意味見直しをする必要があるんだと思っています。それについてもう、機会を設けて今までやってきたことチェックをしてこれからこうしようということをやられたのかどうか、もしくは、やられてないのであればそれをやる予定があるかどうかお聞かせください。

総務課長補佐

今回の水害、いろいろな対応を踏まえまして各班の反省会を8月31日に防災センターのほうで行っております。その中でいろいろ出されました、意見反省点を踏まえて今後の対応に生かしていきたいというふうに考えております。

江口委員

もう既に反省会が行われてとこと、非常にありがたく思います。是非その部分について市民の皆さん方にわかるように、私たちはこれこれこういうふうな形をやったんだけど、こういうふうな課題が残っていたと、で、今後こういうふうにやっていきたいという部分がわかるようにやっていただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

これをもちまして経済建設委員会を閉会いたします。